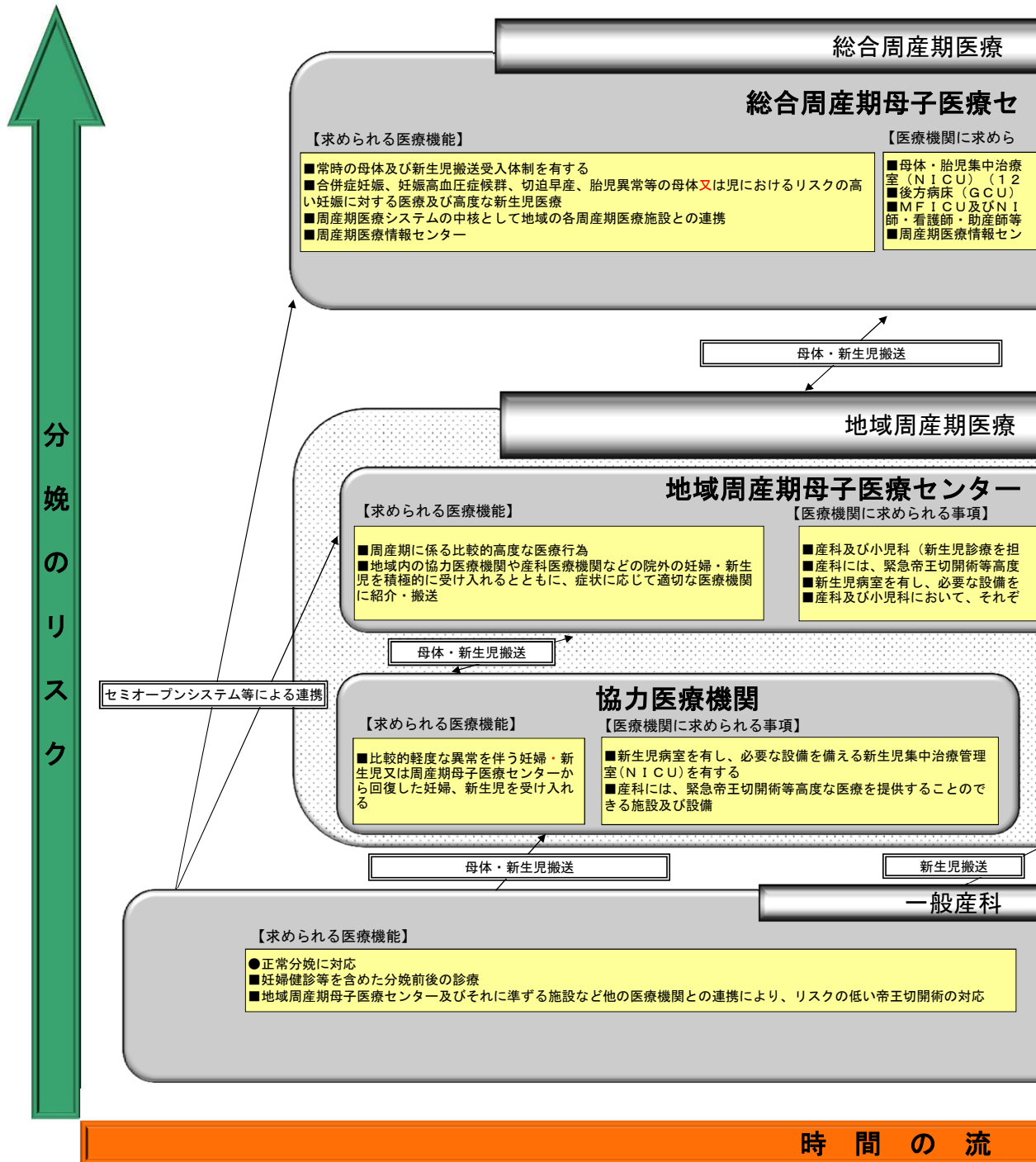
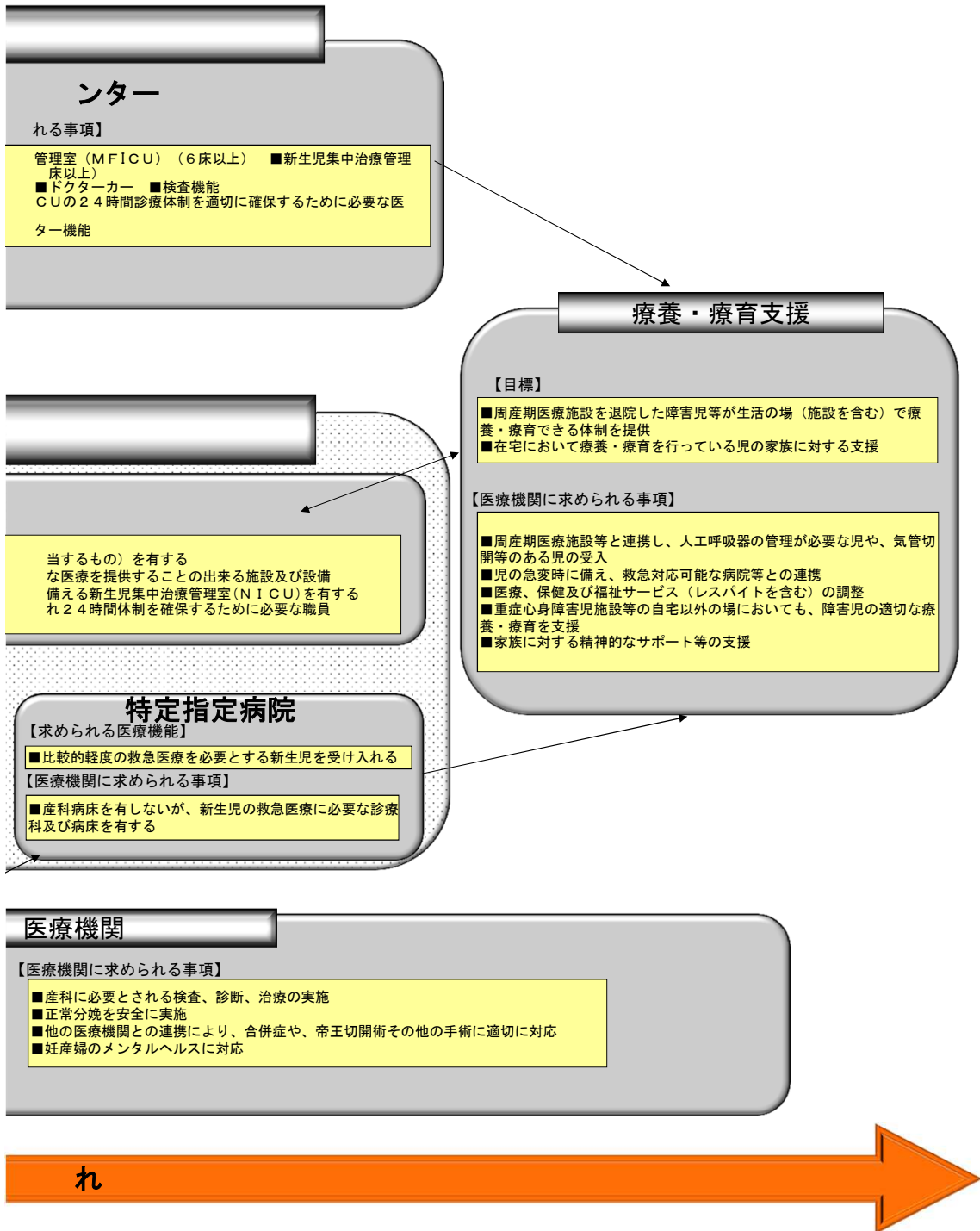


# 9 周産期医療

# 周産期医療の医療連携体制





## 9 周産期医療

### 【現状と課題】

#### (1) 概況

##### ア 分娩件数

- ① 分娩件数（出産（出生及び死産）をした母の数）を平成14年と平成24年で比較すると20.7%減少しており、全国状況（▲10.7%）より減少幅が大きくなっています。

##### 分娩件数

区 分	平成14年	平成19年	平成24年	推移（H14→H24）
群馬県(件)	19,090	17,037	15,132	▲3,958(▲20.7%)
全 国(件)	1,177,562	1,106,288	1,051,359	▲126,203(▲10.7%)

〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

- ② 平成24年に県内の医療機関が分娩を取扱った件数<sup>注1</sup>は16,290件であり、里帰りや近県からの妊産婦を多く受け入れていることが考えられます。

##### イ 出生年齢の推移

- ① 全出生中、母の年齢が35歳以上の割合は、全出生数が減少する中でも増加し続けており、平成14年と平成24年を比較すると2倍になっています。

##### 全出生数に対する母の年齢が35歳以上の出生数の割合及び出生数

区 分	平成14年	平成19年	平成24年	推移（H14→H24）
群馬県	12.0% (2,255人)	18.2% (3,057人)	25.2% (3,757人)	+13.2ポイント (+1,502人)
全 国	12.8% (147,646人)	19.4% (211,730人)	25.9% (268,471人)	+13.1ポイント (+120,825人)

〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

- ② 母体の高齢化等により母体合併症妊娠が増えており、周産期母子医療センターを中心に管理を行っています。

##### ウ 複産の割合

- ① 全分娩件数のうち複産の割合は、平成19年に増加しましたが、平成24年には減少に転じています。

注1 群馬県産婦人科医会調べ

### 全分娩件数に対する複産の割合及び件数

区 分	平成14年	平成19年	平成24年	推移（H14→H24）
群馬県	1.16% (222件)	1.44% (245件)	1.11% (168件)	▲0.05ポイント (▲54件)
全 国	1.10% (12,957件)	1.14% (12,619件)	1.00% (10,505件)	▲0.10ポイント (▲2,452件)

〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

- ② 平成19年における複産の割合の増加要因は、不妊治療によるものが大きいと考えられますが、その後の減少については、医学的安全の見地から、平成20年4月に（公社）日本産科婦人科学会が「生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解」を示し、「生殖補助医療の胚移植において、移植する胚は原則として単一とする」としたことによる影響もあると考えられます。

### エ 周産期死亡率

- ① 周産期死亡率（出産千対）は、昭和55年に19.3、平成7年には7.4と減少傾向にあります。平成16年に7.2（全国5.0）で全国ワースト1位となり、その後も平成20年を除き、全国を上回っています。

#### 周産期死亡率（出産千対）

区 分	平成14年	平成16年	平成20年	平成24年	推移（H14→H24）
群馬県	6.5	7.2	4.2	4.8	▲1.7
全 国	5.5	5.0	4.3	4.0	▲1.5

〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

- ② 総合周産期母子医療センターの協力の下、周産期死亡に関する検証を継続的に行うとともに、新生児蘇生法講習会の開催など、早期新生児死亡率の減少への取組が求められています。

### オ 低出生体重児

低出生体重児（2,500グラム未満）のうち小児科管理が必要とされる児（2,000グラム未満）及びNICU入院が必要な極低出生体重児（1,500グラム未満）の出生数及び全出生数に対する割合は、平成4年から10年間で増加しました。しかし、最近10年間では、これらの出生数は減少しましたが、割合は横ばいとなっています。

本県の2,500g未満、2,000g未満及び1,500g未満の出生数（全出生数に対する割合）

区 分	平成4年	平成14年	平成24年	推移（H4→H24）
2,500g未満	1,159 (5.9%)	1,749 (9.3%)	1,459 (9.8%)	+300 (+3.9ポイント)
2,000g未満	281 (1.4%)	376 (2.0%)	304 (2.0%)	+23 (+0.6ポイント)
1,500g未満	108 (0.5%)	146 (0.8%)	127 (0.9%)	+19 (+0.4ポイント)

〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

カ ハイリスク妊産婦

- ① 産後うつ病の疑いのある者の割合（全国調査）<sup>注1</sup>は、平成17年度に12.8%でしたが、平成25年度には9.0%に改善しています。
- ② 妊婦健診を未受診のまま出産に至るいわゆる「未受診妊婦」は、それまでの妊娠経過が分からず、母体合併症を伴っていたり、様々な問題を抱えていることも考えられます。県内では、平成22年に17件、平成23年に19件、平成24年に15件と一定数存在しており、医療機関では対応に苦慮しています<sup>注2</sup>。

キ 県民が不足していると感じる治療分野

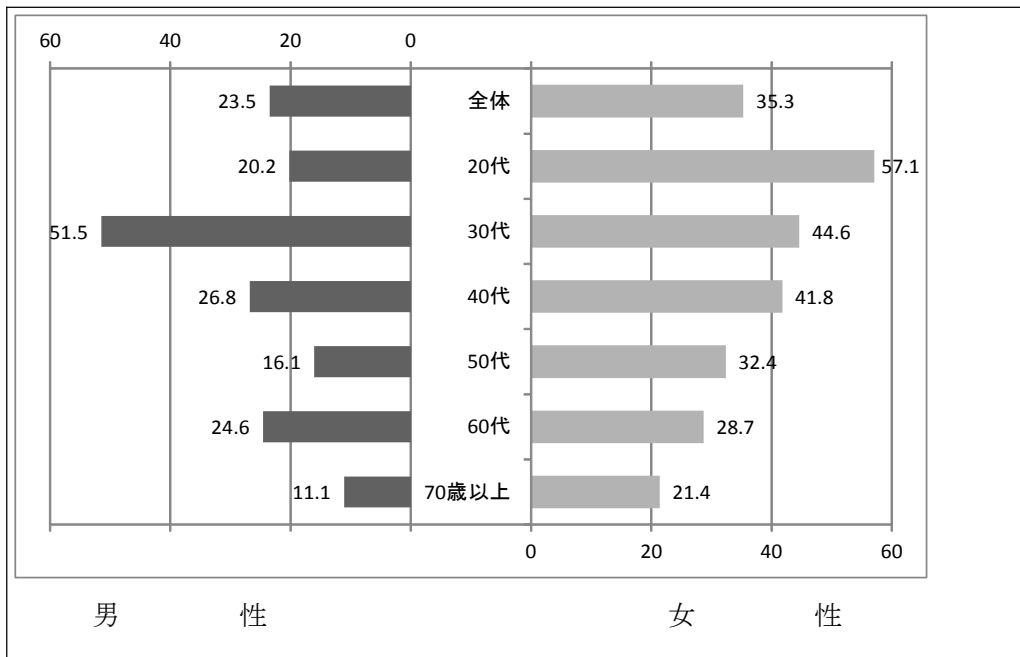
不足していると感じる治療分野についての県民に対するアンケートでは、全体で30.7%が「産科」と回答しています。特に20代女性と30代男性の半数以上が不足感を感じています。<sup>注3</sup>

注1 厚生労働省「『健やか親子21』最終評価報告書（平成25年）」

注2 群馬県保健予防課調べ（「飛び込み出産」の受入状況）

注3 群馬県「保健医療に関する意識調査（平成25年度）」

不足していると感じる治療分野に産科と回答した県民の割合（男女別）



〔資料〕群馬県「保健医療に関する意識調査（平成25年度）」

(2) 周産期医療提供体制

ア 周産期医療提供体制の整備・充実

- ① 平成26年4月現在で県内の分娩取扱施設は41施設（助産所2施設を含む。）であり、平成19年の50施設から9施設減少しています。また、分娩を取扱う常勤産婦人科医が2名以下の施設は、39施設中23施設（59.0%）となっています。<sup>注1</sup>
- ② 施設内分娩は、診療所と病院がそれぞれ約半数ずつ（助産所は約0.2%）を担っています。<sup>注2</sup>産科医療機関のうち、民間医療機関と公的医療機関の別では、民間医療機関が約75%を担っています。<sup>注3</sup>
- ③ 周産期に係る医療資源を充実し、高度な医療を適切に提供する体制を整備するため、本県では総合周産期母子医療センターを1か所指定、地域周産期母子医療センターを7か所認定しています。
- ④ 新生児集中治療管理室（NICU）の病床数<sup>注4</sup>は、平成19年度は30床でしたが、平成26年度には42床と増加しています。その結果、ハイリスク新生児の受入不可能日がほぼ0日にまで解消されました。

県内のNICUが満床であることを主な理由とする県外への母体搬送数は平

注1 群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

注2 厚生労働省「人口動態調査（平成24年度）」

注3 厚生労働省「周産期医療体制に係る調査（平成25年度）」

注4 群馬県保健予防課調べ（診療報酬加算に該当する病床数）

成20年度は2例ありましたが、平成24年度はありませんでした。<sup>注1</sup>

#### 本県の周産期母子医療センター等のハイリスク新生児受入不可能日数※

区 分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	推移 (H18→H24)
1,000g未満	55日	82日	92日	3日	▲52日
1,000g～ 1,500g未満	35日	38日	57日	0日	▲35日

[資料] 群馬県周産期医療情報センター調査

※ 周産期医療情報システム上、受入不可能となっているが、実際には医療機関間で調整の上、受け入れるよう努めている。

- ⑤ 県内の母体・胎児集中治療管理室（MFICU）は群馬県立小児医療センターに6床ありますが、産婦人科医の確保が難しいため体制が整わず、診療報酬の総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準を満たせない状況にあります。
- ⑥ 総合周産期母子医療センターに指定している群馬県立小児医療センターは小児科専門病院であることから、母体の内科・外科的治療を要する周産期管理や母体救急診療の対象疾患は限られているため、地域周産期母子医療センターと連携を図りながら対応しています。

#### イ 周産期に係る医療従事者の確保

- ① 県内の医師数は増加していますが、主たる診療科を産科又は産婦人科とする医師（以下「産婦人科医」という。）数は、平成14年には181人であったのに対し、平成24年には156人に減少しています。

#### 県内の産婦人科医の状況

区 分	平成14年	平成24年	推移 (H14→H24)
県内医師数 (人)	3,875	4,281	+406(+10.5%)
うち産婦人科医師数 (人)	181	156	▲25(▲13.8%)
うち病院勤務医師数(人)	89	87	▲2(▲2.2%)

[資料] 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

また、出生数との関係で見ると、出生数の減少により、県内産婦人科医1人当たりの出生取扱い件数は減少しています。

注1 群馬県周産期医療情報センター調査



本県の産婦人科医※1人当たりの出生取扱い件数

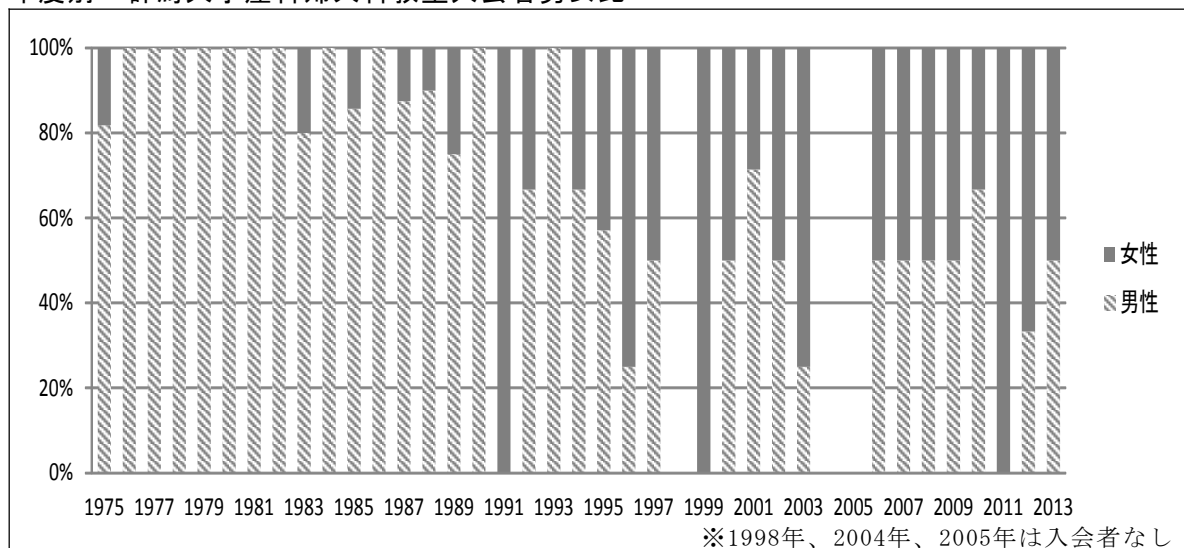
区 分	平成14年		平成20年		平成24年		推 移 (H14→H24)	
		うち 病院		うち 病院		うち 病院		うち 病院
県内 出生数	18,763	8,457	17,044	8,130	14,914	7,496	▲3,849	▲961
産婦人科医 1人当たり	103.6	95.0	101.5	95.6	95.6	86.1	▲8.0	▲8.9

〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

※主たる診療科が産科又は産婦人科の医師（分娩を取扱わない産婦人科医も含む）

- ② 周産期医療の現場では24時間体制の勤務が求められるなど厳しい労働環境にあります。分娩を取扱う施設の平成25年の常勤産婦人科医は107人で、そのうち当直が可能な医師は98人です。<sup>注1</sup>
- ③ また、近年、産婦人科医を志す女性の割合が増えており、女性医師が結婚・妊娠・出産を経ながら継続して働いていけるような環境整備が求められています。

年度別 群馬大学産科婦人科教室入会者男女比



〔資料〕群馬大学産科婦人科教室調べ

- ④ 平成14年から24年までの間に、小児科を主たる診療科とする医師数とそのうち病院に勤務する医師数は、やや増加しています。

注1 群馬県保健予防課調べ

### 県内の小児科医の状況

区 分	平成14年	平成24年	推 移 (H14→H24)
県内小児科医師数 (人)	268	284	+ 16 (+6.0%)
うち病院勤務医師数 (人)	134	144	+ 10 (+7.5%)

〔資料〕厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- ⑤ 周産期母子医療センター等（総合又は地域周産期母子医療センター、協力医療機関）の小児科常勤医で、当直が可能な医師数は平成20年には70人であったのに対し、平成25年には67人に減少しています。<sup>注1</sup>

小児科医の常時配置ができず新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たせない地域周産期母子医療センターもあります。

周産期医療に携わる小児科医の不足解消のため、産婦人科医と同様、労働環境の改善が求められています。

- ⑥ 平成14年から24年までの間に、助産師数及び病院勤務の助産師数はいずれも増加しています。

### 本県の助産師数及び病院勤務の助産師数

区 分	平成14年	平成24年	推 移 (H14→H24)
県内助産師数 (人)	312	464	+ 152 (+48.7%)
うち病院勤務(人)	191	293	+ 102 (+53.4%)

〔資料〕厚生労働省「衛生行政報告例」

### ウ 療養・療育支援の体制

- ① N I C U等に長期入院している小児が、望ましい療育・療養環境へ円滑に移行できるよう、平成24年度から群馬県立小児医療センターにN I C U入院児支援コーディネーターを配置しています。

- ② N I C U等に長期入院していた小児の在宅での療養を支える家族の負担軽減を図るため、一時的に小児を受け入れる体制を確保する必要があります。

本県では、平成23年度から群馬県立小児医療センターにおいて「在宅医療未熟児等一時受入事業」（いわゆるレスパイト事業）を開始しました。今後、利用の促進を図るとともに、実施医療機関の拡充が求められています。

注1 群馬県「医療施設機能調査」

## 【求められる医療機能】

### (1) 周産期医療体制に求められる医療機能

個々の医療機能を有する医療機関の相互の連携により、対応する周産期医療に係るリスクに応じた医療を提供することが求められています。

また、周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保に取り組むことが求められています。

#### ア 正常分娩等を扱う機能

##### ① 目標

- ・ ローリスク症例の分娩（帝王切開術を含む）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施すること
- ・ ハイリスク分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送すること

##### ② 医療機関に求められる事項

- ・ 産科に必要とされる検査、診断及び治療が実施可能であること
- ・ 正常分娩を安全に実施可能であること
- ・ 他の医療機関との連携により、合併症や帝王切開術その他の手術に適切に対応できること
- ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること

#### イ 周産期に係る比較的軽度の救急医療を必要とする新生児を受け入れることができる機能【特定指定病院】

##### ① 目標

- ・ 比較的軽度の救急医療を必要とする新生児を受け入れること

##### ② 医療機関に求められる事項

診療機能	■ 比較的軽度の救急医療を必要とする新生児を受け入れること
確保が望ましい医療従事者	
小児科	■ 救急医療を必要とする新生児を受け入れる体制を有するために必要な小児科医及び看護師等が勤務していること

#### ウ 比較的軽度な異常を伴う妊婦・新生児又は周産期母子医療センターから回復した妊婦・新生児を受け入れることができる機能【協力医療機関】

##### ① 目標

- ・ 異常のある妊娠・分娩・新生児の治療管理を行うこと
- ・ 比較的軽度な異常を伴う妊婦・新生児又は周産期母子医療センターから回復した妊婦・新生児を受け入れること

② 医療機関に求められる事項

診療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 異常のある妊娠・分娩・新生児の治療管理を行うこと</li> <li>■ 周産期母子医療センターの適切な運営をサポートするため、比較的軽度な異常を伴う妊婦・新生児又は周産期母子医療センターから回復した妊婦・新生児を受け入れること</li> </ul>
確保が望ましい医療従事者	
小児科	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するために必要な職員が勤務していること</li> </ul>
産科	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速に手術への対応が可能となるような医師及びその他各種職員が勤務していること</li> </ul>
新生児病室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各医療機関において設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること</li> </ul>

エ 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】

① 目標

- ・ 周産期医療に係る比較的高度な医療行為を実施すること
- ・ 24時間体制での周産期救急医療（緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む）に対応すること

② 医療機関に求められる事項

診療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備えること</li> <li>■ 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができること</li> <li>■ 地域内の協力医療機関や産科医療機関などの院外の妊婦・新生児を積極的に受け入れるとともに、症状に応じて適切な医療機関に患者（妊婦・新生児）の紹介・搬送を行うこと</li> </ul>
設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産科 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器、分娩監視装置、超音波診断装置（カラードップラー機能有）、微量輸液装置等</li> <li>■ NICU 新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器等</li> </ul>

確保が望ましい医療従事者	小児科	■ 新生児医療を担当するものについては、24時間体制を確保するために必要な職員が勤務していること
	産科	■ 帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む）及びその他の各種職員が勤務していること
	新生児病室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること</li> <li>■ 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること</li> <li>■ 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること（院内兼務でも可）</li> </ul>
連携機能	■ 総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ること	

**オ 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】**

**① 目標**

- ・ 合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うこと
- ・ 必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること
- ・ 周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること

**② 医療機関に求められる事項**

診療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備えること</li> <li>■ 常時の母体及び新生児搬送受入体制を有すること</li> <li>■ 合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができること</li> <li>■ 関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができること</li> <li>■ 地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ること</li> </ul>
------	---

設 備 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MFICU 分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置（カラードップラー機能有）等</li> <li>■ NICU 新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、超音波診断装置（カラードップラー機能有）、新生児搬送用保育器等</li> <li>■ 新生児と家族の愛着形成を支援するための設備 NICU、GCU等への入室面会、母乳保育を行うための設備、家族宿泊施設等</li> <li>■ ドクターカー</li> <li>■ 検査機能 血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能有）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視</li> </ul>
病 床 数	MFICU	6床以上
	NICU	12床以上
	GCU	NICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい
確 保 す べ き 医 療 従 事 者	MFICU	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24時間体制で産科を担当する複数（病床数が6床以下であって別途オンコールによる対応ができる医師が確保されている場合は1人）の医師が勤務していること</li> <li>■ 常時3床に1人の助産師又は看護師が勤務していること</li> </ul>
	NICU	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること</li> <li>■ 常時3床に1人の看護師が勤務していること</li> <li>■ 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること（院内兼務でも可）</li> </ul>
	GCU	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 常時6床に1人の看護師が勤務していること</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 麻酔科医を配置すること（院内兼務でも可）</li> <li>■ NICU入院児支援コーディネーターを配置することが望ましい</li> </ul>
連 携 機 能		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図る</li> </ul>

カ 周産期医療の円滑な推進を支援する機能【県及び総合周産期母子医療センター】

① 目標

- ・ 病床の空床状況等の情報を収集し、関係者に提供できること
- ・ 母体及び新生児の搬送に関して、受入先の確保が困難な場合に調整する機

能を有すること

- ・ 周産期医療関連施設等の医療従事者等が必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得できること

## ② 医療機関等に求められる事項

- ・ 県が総合周産期母子医療センターに周産期医療情報センターを設置し、周産期医療情報システムを運用するとともに、周産期医療に係る情報を収集し、周産期医療関連施設等へ提供すること
- ・ 母体及び新生児の搬送の際に受入医療施設の確保が困難な場合、総合周産期母子医療センターの医師が調整を図り、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと
- ・ 県は周産期医療関連施設等の医療従事者等に対し、総合周産期母子医療センター等と連携を図り、到達目標を定め、研修を行うこと

## キ 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む）で療養・療育できるよう支援する機能【療養・療育支援】

### ① 目標

- ・ 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む）で療養・療育できるよう、地域の保健福祉関係機関と連携を図り、体制を整備すること
- ・ 在宅で療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること

### ② 医療機関等に求められる事項

- ・ 周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や気管切開等のある児の受入れが可能であること
- ・ 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること
- ・ 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健及び福祉サービス（レスパイトを含む）を調整し、適切に療養・療育できる体制を提供すること
- ・ 周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）を共有していること
- ・ 医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

## （２） 医療機関の掲載基準

以下の基準に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- 群馬県周産期医療機関指定・認定基準に基づき指定・認定されていること
  - ・ 総合周産期母子医療センター
  - ・ 地域周産期母子医療センター
  - ・ 協力医療機関
  - ・ 特定指定病院

- ローリスク症例の分娩を扱っていること
- ・ 分娩取扱医療機関

## 【対策】

### (1) 周産期医療提供体制の整備・充実

- ア 周産期医療情報システムの運営により、NICU病床や産科病床の空床状況や重症例の受入れ可能状況等の情報を周産期医療関連施設に提供し、ハイリスクな母体や新生児を円滑に搬送できる体制を整備します。
- イ 本県と栃木県の県域を越えた母体及び新生児の搬送については、両県における連携マニュアルを作成し、患者の容態安定後の円滑な逆搬送を実施します。
- ウ 周産期医療関連施設と市町村等の連携体制を構築するとともに、産後うつ病の疑いのある褥婦や未受診妊婦等、特に支援を必要とする妊産婦に対し、支援を行います。  
また、未受診妊婦に関して救急要請のある場合は、原則として地域周産期母子医療センターで受け入れられるよう、周産期医療関連施設及び各消防本部と連携して対応します。
- エ 総合周産期母子医療センターの協力の下、母体・新生児の搬送状況や周産期死亡等、周産期医療に関する現状を把握・分析し、県の周産期医療対策に反映させます。
- オ 早期新生児死亡の減少を図る一方策として、周産期医療関連施設の医療従事者等に対する新生児蘇生法講習会を周産期母子医療センターと連携して、引き続き開催します。また、周産期医療に関する課題を検証し、新たな知識や技術が必要となった際には必要な研修会を実施します。

### (2) 周産期に係る医療従事者の確保

- ア 医師確保修学研修資金貸与や産科医等確保支援、群馬県医師会保育サポーターバンク等の取組により、産婦人科医師や小児科医師確保対策を引き続き実施します。さらに、群馬県地域医療支援センターが実施する若手医師のキャリア形成支援において、周産期医療に従事する医師の専門医取得や県内への定着を支援します。
- イ 産婦人科医の不足が深刻な中、妊産婦への地域医療が安全・安心に提供できるよう、総合周産期母子医療センターの機能と医療人材の集中化を含む、中・長期的な地域医療のあり方について、大学、医療機関、県・市町村が一体となって検討します。

### (3) 療養・療育支援の体制

- ア NICU等に長期入院していた小児を退院後、必要なときに一時的に受け入れる「在宅医療未熟児等一時受入事業」の実施医療機関の拡充を図ります。



イ N I C U等を退院した小児のフォローアップが、周産期母子医療センターやかかりつけ医、市町村、保健福祉事務所等との協力の下に行えるよう、体制整備に努めます。

**【目標】**

No.	項 目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	分娩を取扱う施設の常勤産婦人科医師数	107人	H25	増加	H29
2	周産期母子医療センター等の当直可能な常勤小児科医師数	67人	H25	増加	H29
3	分娩取扱医療機関数（助産所を含む）	41か所	H25	41か所	H29
4	N I C U病床数（診療報酬加算）	42床	H25	42床	H29
5	在宅医療未熟児等一時受入事業（レスパイト事業）実施医療機関数	1か所	H25	2か所	H29

- 1・3 群馬県保健予防課調べ
- 2 群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」
- 4・5 群馬県保健予防課調べ

---

(余白)